

「なんごく流通団地」
地区計画変更に係る
公告公聴会の開催

なんごく流通団地の地区計画の変更を予定しています。公告及び公聴会の日程、内容については次のとおりです。公聴会で意見を述べようとする方は、公述申し出期限までに意見の要旨及びその理由、住所、氏名を記載した書面を提出してください。

とき

公告日 / 7月1日(火)
公聴会 / 8月5日(火)

午後2時～5時

ところ

まちづくりセンター2階

(後免町1丁目8-16)

縦覧図書 / なんごく流通団地地区計画の変更案の概要

縦覧場所

都市計画課都市計画係

縦覧期間

7月1日(火)～7月14日(月)

公述の申し出期限

7月22日(火)午後5時まで

お問い合わせは

都市計画課都市計画係

(880・6562)まで

6月号「介護保険料」

訂正とおわび

先月号10ページでお知らせしました「低所得者層に対する保険料減免対策の実施について」の内容に一部誤りがありましたので、訂正し、おわびをいたします。

お問い合わせは、保健課高齢者介護保険係 (880 - 6556)まで

減免の内容

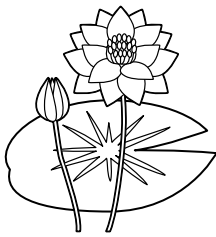
① 減額 (月額4,500円 3,375円)

② 減額 (月額3,375円 2,250円)

第1号被保険者(65歳以上)の所得段階保険料表における区分欄、第4、5段階

③ 市民税非課税者のうち

④ 市民税課税者のうち



知って得する国民年金

国民年金保険料の納付期限は、翌月の末日です。忘れず納めましょう。

国民年金保険料の免除制度をご存じですか？

離職や経済的理由等により保険料の納付が困難な方は「保険料の免除制度」があります。

保険料免除制度には、法定免除と申請免除があり、また学生の方には学生納付特例制度(5月号に掲載)があります。

法定免除(届け出をすると免除されます)

障害基礎年金または、被用者年金制度の障害年金(1級、2級)を受けている方や生活保護法による生活扶助を受けている方。

申請免除(申請して承認されると保険料の納付が免除されます)

申請免除には、全額免除と半額免除が設けられています。

* 免除された期間は年金を受けるために必要な受給資格期間に含まれますが、老齢基礎年金の額を計算するとき、次のように計算されます。

全額免除 = 免除期間の年金額は保険料を納めた期間の3分の1になります。

半額免除 = 免除期間の年金額は保険料を納めた期間の3分の2になります。

半額免除の場合、免除された残りの半額の保険料を納めない場合は未納期間となります。

* 免除された期間は10年間の範囲内で追納でき、追納があった期間は老齢基礎年金の額に反映されます。

* 申請免除は前年の所得を確認しますので、毎年度申請が必要です(所得の申告をしていない場合は免除の対象となりませんので、平成15年1月1日現在の住所地の役場で申告してください)。平成15年度の承認周期は15年7月～16年6月までです。

平成14年度の保険料を全額免除、または半額免除が承認されている方で、平成15年度免除申請を希望される方は7、8月中に必ず申請してください。

免除の対象となるのは、市役所に申請した月の前月からになります(例・9月から免除を受ける場合は、10月末までに申請)

持参するもの

認め印

失業により免除の申請をされる方は「雇用保険受給資格者証」または「離職票」(コピー可)などの公的機関の証明書

* 「申請免除・学生納付特例」の申請先は、いずれも市民課年金係です。

お問い合わせは

市民課年金係 (880 - 6555)

南国社会保険事務所 (864 - 1111)

市民からのお便り

5月のフリーマーケットの中止、残念でした。また次回を楽しみにしています。

ごみ出しは定められた日に!



★ビン・雑ごみ・ペットボトルの収集

日	曜	地 区
7/1	火	片山、里改田
2	水	浜改田
3	木	久枝(開田を除く)、下島、前浜
4	金	立田
5	土	田村
7	月	十市(南部)
8	火	稲生
9	水	能間、野田口、朝日町、城陸、榎田町
10	木	稲吉、西窪、新川
11	金	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、伊達野、大桶団地
12	土	篠原、明見
14	月	下唎内、物部、開田
15	火	後免町、東崎西部改良住宅、日吉町、西野田町1丁目
16	水	白木谷、蒲原団地、蒲原住宅
17	木	陣山、三島、上末松、下末松、西山、上廿枝、西島、古市
18	金	北小籠、東山町、幸町、元町、小籠1~2丁目、8区(たちばな団地・小籠団地を含む)
19	土	祈年、東崎(東部・西部)、駅前町
21	月	野田
22	火	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原
23	水	常通寺島、中島、吉田、江村、小籠、三軒屋(長岡小籠)
24	木	久礼田、植田
25	金	奈路、瓶岩、領石、植野
26	土	十市(北部)、緑ヶ丘
28	月	国分、比江、左右山、岩村
8/1	金	立田
2	土	田村
4	月	十市(南部)
5	火	片山、里改田
6	水	浜改田



* ペットボトル・プラスチック容器包装類の収集ステーションは、可燃ごみを収集しているステーションです。

★カン・金属類の収集

日	曜	地 区
7/1	火	領石、植野、久礼田、植田
2	水	野田口、能間、城陸、榎田町、朝日町、西窪、新川、稲吉
3	木	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大桶団地、篠原、明見、伊達野
4	金	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原(団地・住宅を含む)
5	土	中島、常通寺島、吉田、江村、小籠、三軒屋(長岡小籠)
7	月	片山、里改田、浜改田
8	火	東崎(東部・西部)、日吉町、駅前町、東崎西部改良住宅
9	水	東山町、幸町、元町、小籠1~2丁目、8区、祈年、小籠団地
10	木	立田、田村
11	金	後免町、野田
12	土	陣山、三島、上末松、下末松、西山、上廿枝、西島、古市
14	月	十市(南部)
15	火	領石、植野、久礼田、植田
16	水	野田口、能間、城陸、榎田町、朝日町、西窪、新川、稲吉
17	木	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大桶団地、篠原、明見、伊達野
18	金	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原(団地・住宅を含む)
19	土	中島、常通寺島、吉田、江村、小籠、三軒屋(長岡小籠)
21	月	片山、里改田、浜改田
22	火	久枝(開田を除く)、下島、前浜
23	水	稲生
24	木	十市(北部)、緑ヶ丘、岩村
25	金	奈路、瓶岩、白木谷
26	土	国分、比江、左右山、北小籠
28	月	下唎内、物部、開田
8/1	金	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原(団地・住宅を含む)
2	土	中島、常通寺島、吉田、江村、小籠、三軒屋(長岡小籠)
4	月	片山、里改田、浜改田
5	火	領石、植野、久礼田、植田
6	水	野田口、能間、城陸、榎田町、朝日町、西窪、新川、稲吉



* プラスチック容器包装類の収集は、ダンボール収集日と同じです。ペットボトルの収集日とは異なりますのでご注意ください。

★紙類・布類の収集(新聞紙・雑誌・紙パック・古着)

と き	地 区
7月7日・21日 (第1・3月曜日)	十市(北部)、緑ヶ丘、稲吉、新川、西窪、野田口、能間、城陸、榎田町、朝日町 (吉本小児科前を除く)
7月1日・15日 (第1・3火曜日)	下島、田村(ババース南) 浜改田、久枝、前浜、物部(下唎内を除く)、野田、後免町 吉本小児科前
7月2日・16日 (第1・3水曜日)	植田、植野、瓶岩、久礼田、才谷、宍崎、白木谷、外山、奈路、八京、領石、三軒屋(長岡小籠)、東山町、幸町、元町、小籠1~2丁目、8区、小籠団地
7月14日・28日 (第2・4月曜日)	稲生、片山、里改田、十市(南部)、田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大桶団地、篠原、明見、伊達野
7月8日・22日 (第2・4火曜日)	上末松、上廿枝、国分、北小籠、三島、下末松、陣山、左右山、西島、西山、比江、古市、立田、田村(ババース北) 岩村、下唎内
7月9日・23日 (第2・4水曜日)	笠ノ川、蒲原、小蓮、常通寺島、定林寺、滝本、中島、八幡、岡豊町小籠、吉田、江村、祈年、東崎、駅前町、日吉町、東崎西部改良住宅
8月4日・18日 (第1・3月曜日)	十市(北部)、緑ヶ丘、稲吉、新川、西窪、野田口、能間、城陸、榎田町、朝日町 (吉本小児科前を除く)

★ダンボール・プラスチック容器包装類の収集

と き	地 区
7月3日・17日 (第1・3木曜日)	十市(北部)、緑ヶ丘、稲吉、新川、西窪、野田口、能間、城陸、榎田町、朝日町 (吉本小児科前を除く)
7月4日・18日 (第1・3金曜日)	下島、田村(ババース南) 浜改田、久枝、前浜、物部(下唎内を除く)、野田、後免町 吉本小児科前
7月5日・19日 (第1・3土曜日)	植田、植野、瓶岩、久礼田、才谷、宍崎、白木谷、外山、奈路、八京、領石、三軒屋(長岡小籠)、東山町、幸町、元町、小籠1~2丁目、8区、小籠団地
7月10日・24日 (第2・4木曜日)	稲生、片山、里改田、十市(南部)、田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大桶団地、篠原、明見、伊達野
7月11日・25日 (第2・4金曜日)	上末松、上廿枝、国分、北小籠、三島、下末松、陣山、左右山、西島、西山、比江、古市、立田、田村(ババース北) 岩村、下唎内
7月12日・26日 (第2・4土曜日)	笠ノ川、蒲原、小蓮、常通寺島、定林寺、滝本、中島、八幡、岡豊町小籠、吉田、江村、祈年、東崎、駅前町、日吉町、東崎西部改良住宅
8月1日・15日 (第1・3金曜日)	下島、田村(ババース南) 浜改田、久枝、前浜、物部(下唎内を除く)、野田、後免町 吉本小児科前